



下呂市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

下呂市長 山内 登



令和8年下呂市告示第114号

下呂市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱

下呂市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年下呂市告示第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条 削除</p>	<p><u>（事業対象者の有効期間）</u></p> <p>第6条 事業対象者が介護予防・生活支援サービス事業を利用できる期間（以下「<u>事業対象者の有効期間</u>」という。）は、第1号に掲げる期間と第2号に掲げる期間を合算して得た期間とする。ただし、基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日（以下「<u>基本チェックリスト実施日</u>」という。）が月の初日である場合にあっては、第2号の期間を事業対象者の有効期間とする。</p> <p><u>（1） 基本チェックリスト実施日から当該日が属する月の末日までの期間</u></p> <p><u>（2） 1年間</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、要介護認定又は要支援認定の有効期間（以下「<u>認定有効期間</u>」という。）内にある者が事業対象者となった場合、事業対象者の有効期間は、認定有効期間の満了日の翌日から起算して1年間とす</p>

改正後	改正前
<p>第7条 削除</p>	<p><u>る。ただし、認定有効期間が60日を超えて存在している場合には、基本チェックリストは実施しないものとする。</u></p> <p><u>3 事業対象者が、要介護認定又は要支援認定を受けた場合は、当該認定が効力を生じた日の前日をもって事業対象者の有効期間を満了したものとする。</u></p> <p><u>(事業対象者の有効期間の更新)</u></p> <p><u>第7条 事業対象者は、事業対象者の有効期間が終了する日の60日前から当該有効期間が終了する日までの間に、再度、基本チェックリストを実施することにより、当該有効期間を更新することができる。</u></p> <p><u>2 前項の更新を行った場合の有効期間は、事業対象者の有効期間の満了日の翌日から起算して1年間とする。</u></p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。